

政令

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和五十年六月十七日

内閣総理大臣 三木 武夫

政令第八十三号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。第一条中「東京国際空港」の下に、「新潟空港」を、「福岡空港」の下に、「熊本空港、大分空港」を加え、「及び鹿児島空港」を、「鹿児島空港及び那覇空港」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

運輸大臣 木村 睦男
内閣総理大臣 三木 武夫

省令

農林省令第三十六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十年六月十七日

農林大臣 安倍晋太郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「三田尻中間」の下に「丸亀」を加え、同項第三号中「萩」の下に「丸亀」を加える。

附則

この省令は、公布の日から施行する。
郵政省令第八号
郵便規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十年六月十七日

郵政大臣 村上 勇

郵便規則の一部を改正する省令
郵便規則（昭和二十二年通信省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の十七を次のように改める。
第四十五条の十七 郵便料金計器又は郵便料金証紙自動発行機を設置する郵便局に差し出す郵便物は、前十五条の規定によらないで、料金計器別納とすることができる。

前項の規定による料金計器別納郵便物は、料金額に相当する現金と引換えに交付する郵便料金計器又は郵便料金証紙自動発行機による印影を表示した証紙を、郵便物（荷札又はこれに類する物を含む）の表面の左上部（横に長いものにあつては、右上部）にはりつけて、当該証紙に表された日に差し出さなければならぬ。

前項の規定により差し出された料金計器別納郵便物には、通信日付印を押印しない。
第五章第二節中「第九十六条」を「第九十七条」に改め、同章第一節中「第九十五条」の次に次の一条を加える。

第九十六条 書留とする通常郵便物を郵便局に設置した書留郵便物自動引受機（以下「引受機」という）を使用して差し出すときは、引受機により交付する書留番号票を郵便物の表面の左下部（横に長いものにあつては、左上部）にはりつけて、郵便局長の指示するところにより差し出さなければならない。

附則

この省令は、昭和五十年六月二十三日から施行する。

告示

国土庁告示第二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第四号及び第十四条第一項第二号並びに内閣及び総務府の所管に属する補助金等の事務委任の範圍及びその委任を受ける者を定める総務府令

（昭和三十年総務府令第六十七号）の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業者等が補助事業等により取得した財産の処分の制限を適用する期間を次のように定める。

昭和五十年六月十七日

国土庁長官 金丸 信

一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「令」という。）第十三条第四号の機械及び重要な器具は、雪上車とする。

二 令第十四条第一項第二号の期間は、雪上車について五年とする。

○法務省告示第八十五号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

昭和五十年六月十七日

法務大臣 稻葉 修

住所 東京都板橋区栄町三十五番二号
高木きよ 明治三十三年一月二十六日生

住所 大阪府天王寺区小橋町二番地の二
任榮梅（吉田穂子）昭和九年一月十七日生

住所 高秀史（吉田秀史、高英園）昭和三十年七月十七日生

住所 高秀史（吉田博史、高英賢）昭和三十一年十二月二十八日生

住所 高泉（吉田泉、高泉子）昭和三十三年十二月一日

住所 徐錫柱（大城謙一、竹田謙一）昭和二十一年四月五日生

住所 東京都豊島区要町一丁目三十一番地
金福子（中村福子）昭和十六年六月二十二日生

住所 栃木県宇都宮市若草町三千三百二番地
安藤サク（徳山サク、車咲子）大正十一年十二月十四日生

住所 車順子（徳山順子）昭和二十四年一月二十五日生

住所 横浜市神奈川区松見町一丁目十一番地の四
朴春根（朴利子、松橋洋子、中島洋子）昭和十年八月十八日生

住所 神奈川県横須賀市公郷町六丁目七番地
崔静子（西村静子、西村鈴子、崔鈴子）昭和二十一年九月一日生

住所 崔満美子（西村満美子）昭和四十四年八月九日生

住所 神奈川県愛甲郡愛川町中津四千六十五番地の二
李英子（長嶋英子）昭和二十二年七月十一日生

住所 神奈川県大和市上草柳二百九十四番地四
李達南（藤原達子、城戸達子）昭和二十四年九月三日生

住所 神奈川県海老名市下今泉二千七百三十四番地
ルイス・カオル・アンドウ（安藤薫）昭和三十四年一月二十五日生

住所 東京都小金井市桜町二丁目十二番三十九号
姜榮次（神農榮次、姜栄次）昭和十年十月三十一日生

住所 東京都昭島市押島町四千五十一番地三百八十二
エイコ・デイバー（宮川栄子）昭和五年十一月三十日生

住所 東京都台東区橋場二丁目十九番二号
金海淑子（金淑子、金よし、野口よし）大正二年九月十五日生

住所 金海瑞珠（金海次郎、金瑞珠）昭和十五年十月十八日生

住所 東京都八王子市小門町二十九番地
李泰好（泰山靖男）昭和二十三年三月十二日生

住所 京都市伏見区醍醐合場町十番地の八
朴智恵子（松岡智恵子、平山智恵子）昭和二十二年五月九日生

住所 京都市右京区下津林大般若町十三番地
朴順子（松本順子、新井順子）昭和十八年二月三日生

住所 名古屋市守山区大字守山字西廻間三十五番地
秋仁子（中垣光代、中垣仁子）昭和二十三年二月九日生

住所 岐阜市橋町二丁目八番地
金東出（大池寛一、大池寛二、田中寛一）大正元年十一月二十六日生

住所 広島市吉島西三丁目七番一号
美山圭廣（李圭廣、美山圭広）昭和十九年三月十七日生

住所 兵庫県三田市川除百四十八番地
全高基（星宮達夫）昭和十六年十月二十九日生

住所 鄭桂子（星宮桂子、木村桂子）昭和二十一年九月二十九日生

住所 全勝己（星宮勝己）昭和四十一年五月二十七日生

住所 全正和（星宮正和）昭和四十三年六月五日生

住所 全友子（星宮友子）昭和四十九年九月十六日生